誓約書・施設長名簿

　　年　　月　　日

（あて先）姫 路 市 長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者  (法人) | 所在地 |  |
| 名称 |  |
| 代表者 | 氏名 |  |

申請者は、以下に記載する施設長が下記に記載する法律及び姫路市条例の規定に反していないことを誓約します。

　なお、誓約する内容について、必要により姫路市が確認のため警察等の関係機関に対して個人情報を提供し、照会等の調査を行うことを同意します。

記

【該当する施設種別の欄に○を付けてください。】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ○ | 施設種別 | 法律及び姫路市条例 |
|  | 保育所 | 姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第６条第７項及び第８項 |
|  | 幼保連携型認定こども園 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２６条で準用する学校教育法第９条 |
| 姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第６条第５項及び第６項 |
|  | 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 | 姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第４条第３項及び第４項 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設長名簿 | | | |
| 施設名 |  | | |
| （ふりがな） |  | 生年月日 |  |
| 施設長の氏名 |  |
| 施設長の住所 | 〒　　　　－ | | |

※住所は、施設長個人のものを記入してください。

法律及び姫路市条例の該当条文

|  |  |
| --- | --- |
| 施設種別 | 法律及び姫路市条例 |
| 保育所 | ○　姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第６条第７項及び第８項  ７　児童福祉施設において、児童福祉施設の長は、姫路市暴力団排除条例第７条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。  ８　児童福祉施設は、その運営について、姫路市暴力団排除条例第７条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。 |
| 幼保連携型認定こども園 | ○　学校教育法第９条　※認定こども園法施行令読替後（読替前：校長）  次の各号のいずれかに該当する者は、園長（※）又は教員となることができない。  一　成年被後見人又は被保佐人  二　禁錮以上の刑に処せられた者  三　教育職員免許法第１０条第１項第２号又は第３号に該当することにより免許状  　　がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者  四　教育職員免許法第１１条第１項から第３項までの規定により免許状取り上げの  　　処分を受け、三年を経過しない者  五　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者  ○　姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第６条第５項及び第６項  ５　幼保連携型認定こども園において、園長は、姫路市暴力団排除条例第７条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。  ６　幼保連携型認定こども園は、その運営について、姫路市暴力団排除条例第７条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。 |
| 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 | ○　姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第４条第３項及び第４項  ３　認定こども園において、認定こども園の長は、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第７条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。  ４　認定こども園は、その運営について、姫路市暴力団排除条例第７条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。 |